

2013年1~3月 月別労働相談処理状況

(札幌地区連合会さっぽろ労働相談センター)

月別	当月相談受付数					相談手段					個人加入労働組合関与事案 処 理 数													労 組		備 考					
	合計	新 規				再 度				来 訪	電 話			NET/FAX 設備	当 月 新 規					継 続					合 計		個人加入	組合結成			
		小計	処理不能	処理移行	機関紹介	小計	処理不能	処理移行	機関紹介		連 合	パ110番	フリーダイヤル		札幌	石狩	他	団交	労委	裁判	小計	団交	労委	裁判					その他		
																														終結	継続
1	37	37	23	1	13				3	9	10	12		3				1	2	7		2		3	2	17	1			1月	
2	76	76	54	4	18				4	18	14	37	1	1	1	2	2		4	1	7		2		3	2	19	5	1	継続組 4名	2月
3	58	58	31	8	19				8	8	14	25	1	1	1	1	6		7	2	6		3	1	2	2	23	6	2	継続組 6名	3月
4																															4月
5																															5月
6																															6月
7																															7月
8																															8月
9																															9月
10																															10月
11																															11月
12																															12月
計	171	171	108	13	50				15	35	38	74	2	5	2	3	9		12	5	20		7	1	8	0	終 結 9	12	3	継続組 10名	

(注) 表中の数字、項目区分は次による。

- 「当月労働相談受付数」の事項について
 - ① 当月の相談受付票に基づく分類で、「処理不能」は処理困難な事案及びアドバイスのみで終わった事案。「処理移行」は事案処理に移行した数。「機関紹介」は事案処理に適した機関等の紹介。
 - ② 「再度」は前月以前の相談者からの再相談（以前の相談事項との異同は問わない）。
- 「相談手段」の「電話」は使用された加入電話の別。「フリーダイヤル」は相談者の現在地で「札幌」は同市内、「石狩」は石狩地方、「他」は札幌、石狩以外の地域で本州を含む。
- 「個人加入労働組合関与事案数」について
 - ① 相談者が相談事案解決のために当相談センターが紹介した個人加入労組に加入し、当該労組が着手したとき、解決方法別に事案数を記載する。
 - ② 「当月新規」は当月着手のもの。相談受付欄の「処理移行」と月が異なる場合がある。「継続」は前月迄の関与事案で未解決となっている事案数。
 - ③ 団交、労委、裁判は事案解決の方法。「団交」は使用者との団体交渉、「労委」は労働委員会のあっせん又は審査、「裁判」は裁判一般のほか、労働審判、小額訴訟等を含む。
 - ④ 継続する事案で解決方法を変更した場合、変更前を「終結」に、変更後を「継続」に記載する。この場合、「終結」欄には変更数を内数としてカッコで付記する。
 - ⑤ 複数の解決方法が並行する場合は、いずれも「継続」とし、解決したときは主たる解決方法を終結とし、他の解決方法は前項の内数付記に倣って記載する。
 - ⑥ 「合計」の最下行にある「終結」は、「当月新規」及び「継続」の終結事案のみの合計数。ただし、「その他」の終結数は含まない。
- 「労組」の「結成」は相談を契機に結成された組合数、「個人加入」は同様に個人加入労組に加入した相談者数。